# 農林水産省の全補助事業に対する環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)の導入について

令 和 7 年 8 月 **農林水産省** 

# 政策手法のグリーン化

- O みどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに持続可能な食料・農林水産業を行う者へ施策を集中することとしている。
- 今後の基本法の見直し方向において、 各種支援の実施に当たり環境負荷低減への配慮を要件化し、先進的な環境負荷低減への取組移行と、これを下支えする農地周りの面的な共同活動を促進。

#### みどりの食料システム戦略(令和3年5月)(抜粋)

- 3 本戦略の目指す姿と取組方向
  - (2)政策手法のグリーン化
  - ① パリ協定やポスト2020生物多様性枠組への貢献 も踏まえつつ、**2030年までに施策の支援対象を持続 可能な食料・農林水産業を行う者に集中**していくこ とを目指す。(以下略)
  - ② 補助金の拡充、環境負荷軽減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図る。また、防除だけでなく「予防・予察」にも重点を置いた総合的病害虫管理等の推進により、政策のグリーン化を進めるとともに、その継続的実施を検証する仕組みを検討する。
    - ※ <u>クロスコンプライアンス</u>とは、各種の補助事業において、環境 負荷低減に関する要件等を設定すること。

# 食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月)(抜粋)

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、**みどりの食料システム法に基づいた取組促進を基本**としつつ、

- ① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種 支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えるこ とにならないように配慮していく。
- ② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的 に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地 周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進す る仕組みを検討する。

# 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容(令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部) (抜粋)

#### 食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

#### Ⅱ 政策の新たな展開方向

#### 5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組 強化

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、 生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で 環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏ま え、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ってい く旨を、基本法に位置付ける。

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の 促進を基本としつつ、

① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、 各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷 を与えることにならないように配慮していく。

#### 具体的な施策の内容

#### 5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組 強化

展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。

#### (1) 最低限行うべき環境負荷低減の取組

農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境 負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導 入する。

これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。

具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組※」について、

- ① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること
- ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化することとする。

上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。

- ※①適正な施肥、②適正な防除、③エネルギーの節減、
- ④悪臭及び害虫の発生防止、⑤廃棄物の発生抑制、
- 循環利用・適正処分、⑥生物多様性への悪影響の防止、
- ⑦環境関係法令の遵守等
- を各事業に合わせてチェックシートに反映。

### 食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)

- ② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点 的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする 農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組 を促進する仕組みを検討する。
- ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。
  - ア)環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
  - イ) 脱炭素化の促進に向けた J ークレジット等の活用 ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の

#### 具体的な施策の内容

#### (2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援

クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。

その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。

#### (3)食料システム全体での環境負荷低減の取組推進

食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。

- ① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23 品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。
- ② J-クレジットについては、牛消化管内発酵由来のメタンを削減する給飼方法など、農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組を拡充する。また、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進を図る。
- ③ 実需者との連携や消費者理解の醸成については、食料システムの各段階の関係者が参画する「あふの環プロジェクト」を通じて情報発信を行うとともに、有機農業については、地域で生産から消費まで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の拡大に加えて、産地と消費地を結ぶ取組を推進する。

#### 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

#### 背黒

#### 食料安全保障の確保

(1) 基本理念について、

①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を 「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人 がこれを入手できる状態」とする。

(第2条第1項関係)

②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。

(第2条第4項関係)

③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。

(第2条第5項関係)

(2) 基本的施策として、

①食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農 産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の 促進等)

(第19条及び第21条関係)

②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)

(第22条関係)

③価格形成における**費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の 増進、費用の明確化の促進**等を規定。

(第23条及び第39条関係)

#### 環境と調和のとれた食料システムの確立

(1)新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。

(第3条関係)

(2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

(第20条及び第32条関係)

#### 農業の持続的な発展

(1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続 的な発展が図られなければならない旨を追記。

(第5条関係)

(2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業体)の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。 (第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

#### 農村の振興

- (1) **基本理念**において、**地域社会が維持**されるよう**農村の振興**が図られなければならない旨を追記。 (第6条関係)
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源 を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農 泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対 策等を規定。

(第43条から第49条まで関係)

#### 農林水産省の全補助事業に対する環境配慮のチェック・要件化(みどりチェック)の意義・ねらい

○ 農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、環境に負荷を与えている側面もあることから、「みどりチェック」を 実施することにより、事業活動の中で生じる新たな環境負荷を抑えることが重要です。

# どうして**農林水産業で環境負荷低減**に取り組まなければならないの?



農林水産業には環境によい多面的機能がある一方で、 環境に負荷を与えている側面もあります

農林水産業は**環境の影響を受けやすい**ことに加え、**農林水産業自体が環境に負荷を与えて**いる側面もあります。

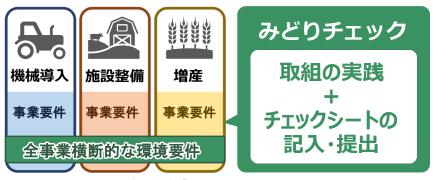
このため、日頃の事業活動の中で新たな<u>環境</u> への負荷が生じないよう、7つの基本的な取組を実践することが重要です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。

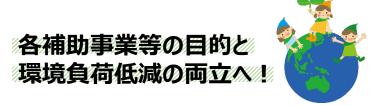
「みどりチェック」は誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一歩」です。

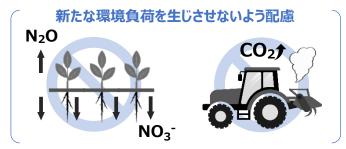
#### みどりチェックのイメージ

○ 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、 支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。



各種支援にあたり、 環境負荷低減の最低限の取組を要件化





#### 最低限行うべき取組 (例)

- ☑ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存
- ▽ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥
- ☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止
- マ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存

- → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の 使用量の低減につなげる
- → 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減に つなげる
- → 周辺環境への影響を最低限にする
- → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

#### 最低限行うべき環境負荷低減の取組

○ みどり法第15条に基づく基本方針(令和4年9月15日 農林水産省告示)に位置付けられた、農林漁業に由来する環境負荷低減に総合的に配慮するための基本的な7つの取組を基に、最低限行うべき内容を明確化。

# 〇農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組



例)・肥料の使用状況の記録・保存 ・作物の生育や土壌養分に応じ た施肥 等



- ・農薬の使用状況の記録・保存
- ・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止等



・電気・燃料の使用状況 の記録・保存 等



・家畜排せつ物の適正な 管理 等



廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分

・プラスチック製廃棄物の 削減や適正処理 等



・病害虫の発生状況に応じた 防除の実施 等



- ・営農時に必要な法令の遵守
- ・農作業安全に配慮した作業 環境の改善等

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (農業経営体向け)

	_		Ŧ
連絡先	:		<b>」</b>
住所:			l,
組織名	•	代表者氏名:	
事業名	:		

/er2.1

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	
1		肥料の適正な保管		12		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		_
2		肥料の使用状況等の記録・保存に努める			申請時	(5)廃棄物の発生抑制、	報告時	=
3		作物特性やデータに基づく施肥設計を検討			(します)	適正な循環的な利用及び適正な処分	(しました)	_
4		有機物の適正な施用による土づくりを検討		13		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		=
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)		申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)	_
⑤		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 を検討		14		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める(再 掲)		
6		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める		15		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活		-
7		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活 用した防除を検討			   申請時   (します)	用した防除を検討(再掲) (7)環境関係法令の遵守等	<b>報告時</b> (しました)	=
8		農薬の適正な使用・保管		16	+	みどりの食料システム戦略の理解		-
9		農薬の使用状況等の記録・保存				関係法令の遵守		-
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)	18		農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める		_
10		農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記 録・保存に努める		19		正しい知識に基づく作業安全に努める		-
11)		省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める		•     ;	本チェッ?	確認と個人情報の取り扱いについて> クシートにて報告された内容については、農林水産省だ 実施状況の確認を行います。	が対象	
					7F #HHILLI	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供

することはありません。

上記について、確認しました→□8

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (畜産経営体向け)

※飼料生産を行う場合(該当しない □)

※飼料生産を行う場合(該当しない口)

※飼料生産を行う場合(該当しない 口)

肥料の使用状況等の記録・保存に努める

申請時

(します)

申請時

(します)

(1)

(1) 適正な施肥

肥料の適正な保管

(2) 適正な防除

組織名 住所:_ 連絡先	・代表者氏名: :	Ver2
申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しまし <i>t</i>
	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しまし <i>f</i>
	※特定事業場である場合(該当しない 口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しまし <i>f</i>
	みどりの食料システム戦略の理解	
	関係法令の遵守	

事業名:

報告時

(しました)

報告時

(しました)

9

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

3		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	
4		<b>※飼料生産を行う場合(該当しない 口)</b> 農薬の適正な使用・保管	
5		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 農薬の使用状況等の記録・保存	
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
6		畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
7		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
8		<b>※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない 口)</b> 家畜排せつ物の管理基準の遵守	
注	この場合上記は	載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてくた 、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。 ひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる 、各事業の要綱・要領などでご確認ください。	_

16		正しい知識に基づく作業安全に努める	
17)		※和牛生産を行っている場合(該当しない□) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正 競争防止に関する法律の遵守	
• <del>-</del>	本チェッ 者を抽出し 記入いた 忍のために	確認と個人情報の取り扱いについて> クシートにて報告された内容については、農林水産省 、実施状況の確認を行います。 だいた個人情報については、本チェックシートの実施 に農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者 はありません。 上記について、確認しま	状況確 に提供 の

GAP・HACCPについて可能な取組から実践

管理の考え方を認識している

の実施に努める

アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養

農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (林業事業者向け)

事業名 組織名 住所:	:	$\bigg _{V}$
連絡先	·	

Ver2.1

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
1		<b>※種苗生産を行う場合(該当しない 口)</b> 肥料の適正な保管	
2		※種苗生産を行う場合(該当しない 口) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
3		※農薬を使用する場合(該当しない 口)農薬の適正な使用・保管	
4		※農薬を使用する場合(該当しない 口)農薬の使用状況等の記録・保存	
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
5		林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
6		省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める	
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
7		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

L	連絡先:		
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
8		廃棄物の削減に努め、適正に処理	
9		未利用材の有効活用を検討	
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
10		生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める	
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
11)		みどりの食料システム戦略の理解	
12		関係法令の遵守	
13		林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	
14)		正しい知識に基づく作業安全に努める	

#### <報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確 認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供 することはありません。 上記について、確認しました→□

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (漁業経営体向け)

組織名・代表者氏名: Ver2.1 住所: 連絡先: 申請時 (6) 生物多様性への悪影響の防止

資源管理協定の遵守

漁場改善計画の遵守

関係法令の遵守

に努める

種苗使用を検討

※養殖を行う場合(該当しない □)

(7)環境関係法令の遵守等

みどりの食料システム戦略の理解

※資源管理協定を締結している場合(該当しない □)

人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工

※漁場改善計画を策定している場合(該当しない □)

漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施

申請時 報告時 (1) 適正な施肥 (します) (しました)

漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・

省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー

(1)

**(2**)

**(3**)

**4** 

**(5**)

**(6)** 

П

П

申請時

(します)

申請時

(します)

申請時

(します)

(2) 適正な防除

保存に努める

※養殖を行う場合(該当しない □)

水産用医薬品の適正な使用

(3)エネルギーの節減

消費をしないように努める

(4)悪臭及び害虫の発生防止

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない □) П 肥料の適正な保管 ※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合

П **(該当しない □)** 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

(10)報告時 (しました)

(11)

 $\widehat{(12)}$ 報告時

**(13**)

(しました) 

(14)П 報告時 (しました)

(15)

正しい知識に基づく作業安全に努める

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて> 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象 者を抽出し、実施状況の確認を行います。 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確

事業名:

(します)

П

申請時

(します)

П

9

認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供 することはありません。 上記について、確認しました→□ 注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

(5) 廃棄物の発生抑制、 申請時 報告時 (します) (しました) 適正な循環的な利用及び適正な処分 (7) プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 ※養殖を行う場合(該当しない□) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効 (8) 

率の向上等による給餌量削減を検討

11

報告時

(しました)

П

П

П

報告時

(しました)

この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。 ◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合 があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (食品関連事業者向け)

申請時

爭未石: 組織名 • 住所:_	代表者氏名:	
連絡先:		

(6) 生物名様性への亜影響の防止

車業夕.

申請時

報告時

erz.I	
-------	--

報告時

	(します)	(1) 適止な他肥	(しました)
1		環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	
	申請時 (します)	(2)適正な防除	<b>報告時</b> (しました)
2		環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
3		工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	
4		省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める	
(5)		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
6		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
7		※と畜場でない場合(と畜場である □) 食品ロスの削減に努める	
8		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
9		資源の再利用を検討	

	(します)		(しました)
10		※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合(該当しない 口) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	
11)		※特定事業場である場合 (該当しない 口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
12		みどりの食料システム戦略の理解	
13		関係法令の遵守	
14)		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	
15		※機械等を扱う事業者である場合(該当しない 口) 機械等の適切な整備と管理に努める	
16)		正しい知識に基づく作業安全に努める	
<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>			

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象
- 者を抽出し、実施状況の確認を行います。 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
- 注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。 この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

上記について、確認しました→□

- 主2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
- ◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名	[ <u> </u>	
組織名	· 代表者氏名:	, ,
住所:_		V
連絡先	·	

プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

適正な循環的な利用及び適正な処分

(5)廃棄物の発生抑制、

申請時

(します)

することはありません。

報告時

(しました)

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)	
1		※農産物等の調達を行う場合(該当しない 口) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討		7
	申請時 (します)	(2)適正な防除	<b>報告時</b> (しました)	8
2		※農産物等の調達を行う場合(該当しない 口) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)		9
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)	
3		オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める		
4		省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない(照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等)ように努める		12
⑤		環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討		13)
	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	14
6		※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない 口) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める		15

- ◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

8	⑧ □ 資源の再利用を検討								
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)						
9		<ul><li>※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない 口)</li><li>生物多様性に配慮した事業実施に努める</li></ul>							
10		※特定事業場である場合 (該当しない 口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守							
	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)						
11)		みどりの食料システム戦略の理解							
12		関係法令の遵守							
13		環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める							
14)		※機械等を扱う事業者である場合(該当しない 口) 機械等の適切な整備と管理に努める							
15)	15 □ 正しい知識に基づく作業安全に努める □								
•	<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて> ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象 者を抽出し、実施状況の確認を行います。								

記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確

認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供

上記について、確認しました-13

#### 現在実施されているチェックシートの例① (農産関係:経営所得安定対策)

第)前年産の申請状況 無 無 無	林水産大臣 殿	*************************************	亚世00年4日	1 口分は2022学等	122 🗆 🖷	1+++v ==	古みい	ウナ	A.	+	40.11
中語年月日 年 月 日 生年月日 明・近 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	)」を了知した上で、	経営所得安定	E対策等交付s	金の交付を受けたい					継	:続	新規
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	た、別紙「交付甲	請に関する警	<b>約事項」につい</b>	いて誓約します。	申請	年月日		ź	F.	月	
任表名又は 法人・組織名 フリガナ 任表者氏名 (法人・組織のみ) (下 - ) 住所	フリガナ				MY AT		生:	年月E	3		
個人   集落営農   集落営農   「議定新規就農   「議定新規就農   「議会   「表   「表   「表   「表   「表   「表   「表   「				***************************************	7.00 FUL		ź	F	月	日	
集落営農					47	個人		÷n	[認	定農	業者
(法人・組織のか)   (大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•			営			定			
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	(法人・組織のみ)				113				(4	デタ・ナラ	ラシ対象)
###	(∓	- )	)			※連絡の	ひとれる電	話番号を			
番号   加作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」、 ッ支付申請内容(令和 年産の申請の「する」「しない」欄に〇を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。 ※ゲタ・ナランを申請する方は、要而にも記載網があります。 交付金名   畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請   収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請   収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請   取入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請   取入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請   車積払の申請   する しない   しない   しない   まる しない   まる しない   まる しない   ままる   ままる										П	
畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラン)」に申請される場合は、「認定状況欄」 ハずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。 ② 交付申請内容(令和 年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請休沢は参考です。 ※ゲタ・ナランを申請する方は、裏面にも記載欄があります。 一位ない										П	
交付申請内容(令和 年産の申請の「する」「しない」欄に〇を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。 ※ ケタ・ナランを申請する方は、要而にも記載網があります。     如作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請     和6年産の申請 する しない しない まする しない まする しない 無 無 コメ新市場開拓等促進事業の申請 する しない まずる しない まずる しない まずる しない 無 無					ま(ナラ:			る場合	まは、	認定	状況楣
文付金名 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請 面積払の申請 面積払の申請 面積払の申請 する しない しない 無 無 水田活用直接支払交付金に係る事業 事業名 水田活用の直接支払交付金の申請 する しない 有る しない まずる しない まずる しない 事 瀬年産の申請状況 無 無 知ら年産の申請 する しない まずる しない まずき にはい まずる はない はない にない はない にない にない はない はない はない はない はない まずき にはい はない はない はない はない はない はない はない はない まずき にはい はない はない はない はない はない はない はない はない はない は	<b>)交付申請内容</b>	(令和 年産(	の申請の「する	る」「しない」欄にOa				年産の申	請状況	は参考	です。
で付金名	※ゲタ・ナラシを										
************************************	交付金名	ДШТЕ 1930071	直接又加入口		収入	減少影	響緩和	交付	金(ナ	ラシ)	の申記
水田活用直接支払交付金に係る事業  事業名 水田活用の直接支払交付金の申請 コメ新市場開拓等促進事業の申請 和6年産の申請 する しない 無 無 無 知地化促進事業の申請 和6年産の申請 する しない	和6年産の申請	する	しない	しない		する			l	しない	١.
事業名 水田活用の直接支払交付金の申請 コメ新市場開拓等促進事業の申請 和6年産の申請 する しない 無 無 知地化促進事業の申請 別地化促進事業の申請 知地化促進事業の申請 が はない 無 無 はない にない にない にない にない にない にない にない にない にない に	考)前年産の申請状況		無					無			
和6年産の申請 する しない する しない 事 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無			水田活用	直接支払交付金に	系る事業	ŧ					
事業名 畑作物産地形成促進事業の申請 畑地化促進事業の申請 和の名年産の申請 する しない まる しない はんして おき いまん はんして おき いまん はんして おき いまん しょう はんして おき いまん はん	事業名	水田活用	月の直接支払	交付金の申請	=	コメ新市	場開拓	5等促	進事	業の日	申請
事業名 畑作物産地形成促進事業の申請 畑地化促進事業の申請 相の名を産の申請 する しない する しない 情 前年産の申請状況 無 無 無 無 (グタ・ナラン・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載) 過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。 (紙としてお配りした「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上チェック欄によっしてください。 会種確認事項(該当する欄に〇を付けてください)	和6年産の申請	する		しない		する			-	しない	`
和6年産の申請 する しない する しない 情 無 無 無 無 無 にない はない まする しない まずる しない まずる とない まずる とない 無 無 に はない	考)前年産の申請状況		無					無			
無 無 無 無 無 無 無	事業名	畑作物	産地形成促進	進事業の申請		畑	地化促	進事	業の申	申請	
環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (ゲタ・ナラシ・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載)     過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。     側紙としてお配りした「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る直検シート」をご確認の上チェック欄によしてください。     全種確認事項(該当する欄に〇を付けてください)	和6年産の申請	する		しない		する			-	しない	`
(ゲタ・ナラシ・畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業の申請者が記載) 過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。 別紙としてお配りした「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上チェック欄によしてください。 ② 各種確認事項(該当する欄に〇を付けてください)	考)前年産の申請状況		無					無			
制統としてお配りした「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上チェック欄に <b>v</b> してください。 ② 各種確認事項(該当する欄にOを付けてください)	(ゲタ・ナラシ・	とれた農業生物作物産地	無 産の実施状況 形成促進事業	兄		<b>写業の申</b>	請者が	が記載	t)		
					人情封	その取扱	といに	記載さ	*h.t-	内容	につい

様式第1号の参考

#### 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1 土づくりの励行

堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。

2 適切で効果的・効率的な施肥

作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を 適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用

作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努める とともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用 及び適正な処理に努めました。

5 エネルギーの節減

省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収 集に努めました。

7 生産に係る情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。

8 安全な農作業の実施

農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。

		欄

- 過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立 のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)の趣旨を 理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。
- ① 農業者自らが実施状況を点検してください。
- ② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が 既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、点検シートの提出に代えることができます。

#### 現在実施されているチェックシートの例②(農産関係:強い農業づくり総合支援交付金)

下記の持続可能な農業主産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄にく又は■を記入してください。 該当しない場合は、□欄にはく(斜線)を記入してください。  (1) 適正な施肥 □ 肥料の適正な保管 □ 肥料の適正な保管 □ 肥料の適正な保管 □ 作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等) □ 債機の適正な施用による土づくりを検討 (増肥や有機質肥料、線肥等の活用等) □ 震薬の適正な使用・保管 □ 農薬の適正な使用・保管 □ 標書虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) □ 病書虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) □ 病毒虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予解情報の活用による防除等) □ 病毒虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予解情報の活用による防除等) □ 病毒虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予解情報の活用による防除等) □ 海毒虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予解情報の活用による防除等) □ 海毒虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予解情報の活用による防除等) □ 海毒虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予解情報の活用による防除等) □ 内臓の流の活用等)(再掲)  (7) 環境関係法令の遵守等 □ みどりの食料システム戦略の理解 □ かどりの食料システム戦略の理解 □ 財保法令の遵守 □ 関係法令の遵守 □ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) □ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善	○○ 殿		年 月 日 組織名又は法人名
(4) 悪臭及び害虫の発生防止  (1) 適正な施肥  (R) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める  (R) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める  (R) 無臭をいたのには、(の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)	みどりのチェックシー	-ト (農産)	氏名(法人の場合は代表者名)
(4) 悪臭及び害虫の発生防止  (1) 適正な施肥  (R) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める  (R) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める  (R) 無臭をいたのには、(の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)	い農業ブウ総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官	依命通知)別記1の(※)に基づき	以下のとおり、みどりのチェックシートの取組を実施しましたので、報告します。
□ 肥料の適正な保管         □ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める           □ 肥料の使用状況等の記録・保存         (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分           □ 有機物の適正な施用による土づくりを検討 (堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)         □ 廃棄物の削減や適正な処理(プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)           (2) 適正な防除         (6) 生物多様性への悪影響の防止           □ 農薬の適正な使用・保管         □ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断(発生予察情報の活用による防除等)           □ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断(発生予察情報の活用による防除等)         □ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除(物理防除・生物防除の活用等)           □ 水学の食料学の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断(発生手察情報の活用による防除等)         □ みどりの食料システム戦略の理解           □ みどりの食料システム戦略の理解         □ みどりの食料システム戦略の理解           □ 財理防除・生物防除の活用等)         □ 関係法令の遵守           □ 関係法令の遵守         □ 関係法令の遵守           □ 関係法令の遵守         □ 関業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施(定期メンテナンス、点検記録作成等)           □ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施(定期メンテナンス、点検記録作成等)         □ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善		に取り組んだ内容について、□欄に	【✔又は■を記入してください。
<ul> <li>□ 肥料の使用状況等の記録・保存</li> <li>□ 作物特性やデータに基づ、施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)</li> <li>□ 有機物の適正な施用による土づくりを検討 (推肥や有機質肥料、線肥等の活用等)</li> <li>□ (6) 生物多様性への悪影響の防止</li> <li>□ 療薬の適正な使用・保管</li> <li>□ 療薬の適正な使用・保管</li> <li>□ 療薬の適正な使用・保管</li> <li>□ 療薬の使用状況等の記録・保存</li> <li>□ 療薬の使用状況等の記録・保存</li> <li>□ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)</li> <li>□ 多様な防除方法 (防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) (再掲)</li> <li>(7) 環境関係法令の遵守等</li> <li>□ あどりの食料システム戦略の理解 (健全種菌の使用、病害虫の発生源除去等)</li> <li>□ 多様な防除方法 (防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)</li> <li>□ アルギーの節減</li> <li>(3) エネルギーの節減</li> </ul>	(1)適正な施肥	(4)悪臭及び害虫	の発生防止
<ul> <li>□ 作物特性やデータに基づ、施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)</li> <li>□ 有機物の適正な施用による土づくりを検討 (堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)</li> <li>(2)適正な防除</li> <li>□ 農薬の適正な使用・保管</li> <li>□ 農薬の適正な使用・保管</li> <li>□ 療事・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)</li> <li>□ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)</li> <li>□ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)</li> <li>□ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)</li> <li>□ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)</li> <li>□ みどりの食料システム戦略の理解</li> <li>□ 関係法令の遵守</li> <li>□ 関係法令の遵守</li> <li>□ 関係法令の遵守</li> <li>□ 関係法令の遵守</li> <li>□ 関係法令の遵守</li> <li>□ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)</li> <li>□ 歴史機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)</li> <li>□ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善</li> </ul>	□ 肥料の適正な保管	□ 悪臭・害虫の発生	上防止・低減に努める
(簡易土壌診断、前作の収量等)	□ 肥料の使用状況等の記録・保存		
(生肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)  (2) 適正な防除  □ 農薬の適正な使用・保管  □ 病書虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)  □ 病書虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)  □ 病書虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)  □ 病書虫・雑草が発生したしてい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病書虫の発生源除去等)  □ 多様な防除方法 (防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)  □ 財孫法令の遵守等  □ みどりの食料システム戦略の理解  □ 財孫法令の遵守  □ 関係法令の遵守	(簡易土壌診断、前作の収量等)	( ) ( ) ( ) ( )	
(2) 適正な防除  □ 農薬の適正な使用・保管 □ 農薬の使用状況等の記録・保存 □ 農薬の使用状況等の記録・保存 □ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲) □ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) □ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等) □ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) □ 財係法令の遵守 □ みどりの食料システム戦略の理解 □ 関係法令の遵守 □ 関係法令の遵守 □ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) □ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善		排出量削減や廃	棄の際の処分の適正化)
<ul> <li>□ 農薬の適正な使用・保管</li> <li>□ 農薬の使用状況等の記録・保存</li> <li>□ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)</li> <li>□ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)</li> <li>□ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)</li> <li>□ 多様な防除方法 (防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)</li> <li>□ 関係法令の遵守</li> <li>□ 関係法令の遵守</li> <li>□ 関係法令の遵守</li> <li>□ 関係法令の遵守</li> <li>□ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)</li> <li>□ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善</li> </ul>	(2) 流江和伊藤	(6)生物多様性へ	の悪影響の防止
□ 農薬の使用状況等の記録・保存         ②様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)(再掲)           □ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)         (7)環境関係法令の遵守等           □ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)         □ みどりの食料システム戦略の理解           □ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)         □ 関係法令の遵守           □ 関係法令の遵守         □ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)           □ は、まず、上ずーの節減         □ 正しい知識に基づ、農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善	(-) (-)		
<ul> <li>□ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)</li> <li>□ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)</li> <li>□ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)</li> <li>□ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)</li> <li>□ 正しい知識に基づ、農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善</li> </ul>		□ 多様な防除方法	(防除資材、使用方法)を活用した防除
(発生予察情報の活用による防除等)  □ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等) □ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)  □ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等) □ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善	□ 農薬の使用状况等の記録・保仔	[ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	勿防除の活用等)(再掲)
□ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)       □ みどりの食料システム戦略の理解         □ 多様な防除方法 (防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)       □ 関係法令の遵守         □ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)       □ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善		(7)環境関係法令	の遵守等
□ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)       □ 関係法令の遵守         □ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)         □ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善	□ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備	□ みどりの食料システ	テム戦略の理解
(3) エネルギーの節減       (定期メンテナンス、点検記録作成等)         □ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善	□ 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除	□ 関係法令の遵守	
(3) エネルギーの即减 □ 正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善			
□ 辰依・ハノへ守の电ス・ルベインが、大流がいます。 □ 「作業力法の以書いた映画が必なが、休護長の有用、機械・奋長の操作力法確認寺)	(0) = (1) (0)	□ 正しい知識に基っ	バ農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善
	□ 辰徳・ハソス寺の亀丸・燃料の使用状況の記録・保仔	(作業力法の改善や危	

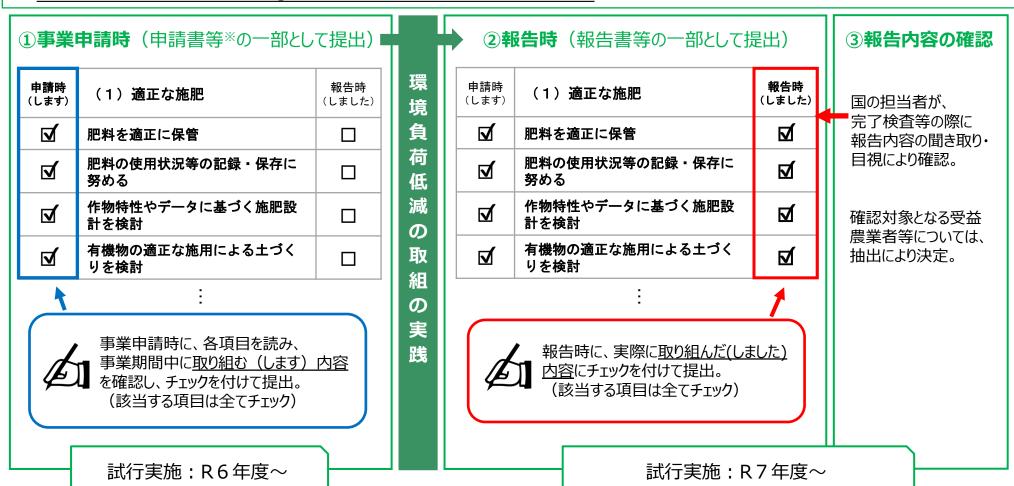
- (注) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。
- (※) には、収益力強化は「II 1の第2の1の(30)」、産地合理化は「II 2の第2の1の(22)」、みどりの食料システム戦略推進は「II 3の第2の(25)」、スマート農業の推進は「II 4の第2」、産地における戦略的な人材育成の推進は「II 5の第2」と記載してください。

# 現在実施されているチェックシートの例③(畜産関係)

	みどりのチェックシート(畜産)									
近年、 <b>食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境対策の両立</b> が求められています。 農場名 畜種										
	そのために <b>生産者の皆様にまず取り組んでいただきたい以下の基礎的な取組</b> について、御確 認いただき、その実践・点検に御活用ください。									
		<i></i>	<del>4</del> 2	ノギナハ	チェック者 氏名	チェック年月日				
	践している項目には、□ にチエッ ェックの判断基準は、解説書を御確認くださ		11 C	\/ZZV10						
<i>y</i> .	エックの中國 基準は、解抗音で個性能へたこ 【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】			l	【農作業安全】					
1	みどりのチェックシートの <b>解説書を用いて自</b>		8	機械・装置・雪	<b>上両の適切な整備と管理</b> を実施	U ban H ⇒ Bc				
	<b>己学習</b> し、チェックの判断基準となる取組内 容及び取組に関する重要情報を理解している。	解説書 P1		`	メンテナンス、点検記録作成等	*				
	【省エネ、環境法令に応じた対応】		9		氰した <b>適正な作業環境への改善</b> や <b>危険箇所の表示、保護具の着</b>					
2	<b>・                                    </b>				操作方法確認等) を行っている					
	や導入に際して、 <b>不必要・非効率なエネルギー</b>	解説書 P1								
	消費をしない。		【農	薬、肥料の取扱い	】※飼料生産(委託含む)を行	すっている場合				
3	プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を 行っている。	解説書 P2	10	農薬の適正な値	<b>使用・保管</b> を行っている。	解説書 P9				
4	(※特定事業場の場合) 排水処理においては、 <b>水質汚濁防止法を遵守</b> している。	解説書 P2	11)	農薬の使用状況	<b>兄等の記録を保存</b> している。	解説書 P10				
(5)	(※飼育頭数が一定規模以上の場合)家畜排せつ物の管理においては、 <b>家畜排せつ物法に基づ</b>	<i>1</i> 77=14 <b>⇒</b> 100	12		発生しにくい生産条件(作期の					
	う物の管理にあいては、 <b>家留排ゼラ物法に基フ</b> <b>く管理基準を遵守</b> している。	解説書 P3		<b>動、品種の選</b> ている。	<b>択、発生状況の把握</b> 等) <b>を整備</b> し	ノ 解説書 P10				
	【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア	]	13	肥料・堆肥の値	<b>使用状況等の記録を保存</b> してい	<mark>る。</mark> 解説書 P11				
6	<b>GAP又は農場HACCP</b> について、認証は取得せ ずとも、 <b>可能な取組から実践</b> している。	解説書 P4								
7	アニマルウェルフェアについて、農林水産省が			【遺伝資源係	<b>呆護</b> 】※和牛生産を行っている	場合				
	定める <b>畜種ごとの飼養管理に関する技術的な指針等</b> に沿って飼養管理すること等が求められていることを認識している。	解説書 P6	<u>(14)</u>		<b>は及び家畜遺伝資源に係る不正</b> <b>る法律を遵守</b> している。	競 解説書 P12				

# みどりチェックの実施方法

- チェックシートを用いて、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容 をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。
- 令和6年度から①事業申請時のチェックシート提出に限定して試行的に実施。**令和7年度からは①に加え、②報 告時のチェックシート提出、③報告内容の確認を試行的に実施。**令和9年度を目標に本格実施。



### みどりチェックの現場への円滑な導入

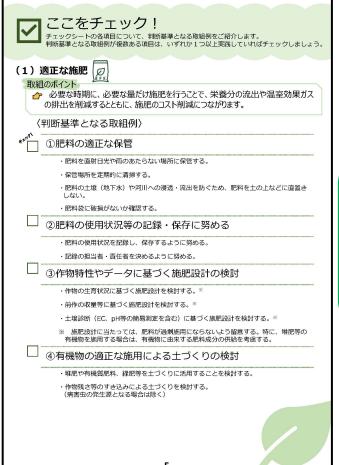
#### 現場が「みどりチェック」の取組を円滑に導入できるよう

- チェックシートに記載のある各種取組内容については、解説書により、具体的な取組を内容を明示
- 現場で「みどりチェック」に取り組む者の負担が増大しないよう、事業申請時や報告時、事後確認時において、手続のワンストップ化や様式の簡素化等による事務負担軽減を実施。

#### 【環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシート解説書】

各チェックシートにおいて、取り組むことが必要とされている環境負荷低減に資する最低限の取組について、現場の農業者等が具体的に何を行えばよいかが明確にわかるよう、解説書により取組内容を明示。





◀ 解説書の表紙と内容のイメージ

解説書やQAは、 農水省HPの 「環境負荷低減の クロスコンプライアンス」 ページに掲載。



https://www.maff.go.jp/j/ kanbo/kankyo/seisaku/mi dori/kurokon.html



# お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表: 03-3502-8111 (内線3292)

ダイヤルイン: 03-3502-8056

HP: https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html

みどりの食料システム戦略 トップページ



みどりの食料システム戦略

Q

み<mark>どりの食料システム</mark>法 トップページ



みどりの食料システム戦略 説明動画ページ

